

# ○藤岡市議会政務活動費使途基準運用指針

## 1 政務活動費の概要

### (1) 制度の目的

平成 12 年 5 月に地方自治法の一部改正が行われ、地方議会の活性化を図るため、その審議能力を強化し、地方議員の調査活動基盤の充実を図る観点から設けられた。

平成 24 年 9 月の地方自治法の改正により、政務調査費から政務活動費に名称変更され、また、交付目的も「議員の調査研究に資するため」から「議員の調査研究その他の活動に資するため」に改められた。

### (2) 政務活動費とは

政務活動費は、藤岡市議会政務活動費の交付に関する条例及び藤岡市議会政務活動費の交付に関する規則に基づき、藤岡市議会議員の調査研究その他の活動に資するために、必要な経費の一部として交付されるもの。

### (3) 政務活動費の根拠法令等

#### ア 地方自治法第 100 条（抜粋）

⑭ 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることのできる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

⑮ 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

⑯ 議長は、第 14 項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

#### イ 藤岡市議会政務活動費の交付に関する条例

#### ウ 藤岡市議会政務活動費の交付に関する規則

## 2 政務活動費執行にあたっての原則

政務活動費の執行にあたっては、次に掲げる項目に留意のうえ、各議員個人の責任において、適切に取り扱うものとする。

### (1) 政務活動の目的が、市行政との関連性があること

政務活動は多岐に渡ると考えられるが、政務活動費は公金であるため、その活動は市政との関連性があることが前提となる。

### (2) 政務活動の支出に合理性・必要性があること

政務活動費の支出が、政務活動の目的から合理性・必要性があることが前提となる。

必要以上の数量の備品購入や、著しく不相応な視察旅費の支出などは、政務活動費として支出できない。

- (3) 支出金額が、社会通念上相当と認められる範囲内であること  
支出金額が、社会通念上著しく高額なものは支出できない。

参考：札幌高裁（平成 19 年 2 月 9 日判決）、金沢地裁（平成 18 年 6 月 19 日判決）  
市政と関連性を欠く調査活動は使途基準に反する。

参考：金沢地裁（平成 18 年 6 月 19 日判決）、東京地裁（平成 18 年 4 月 14 日判決）、名古屋地裁（平成 17 年 5 月 26 日判決）  
調査研究活動として、明らかに合理性、必要性を欠く場合は使途基準に反する。

参考：札幌高裁（平成 19 年 2 月 9 日判決）、金沢地裁（平成 18 年 6 月 19 日判決）、大阪高裁（平成 17 年 4 月 12 日判決）  
支出金額が、社会通念上相当でない場合、使途基準に反する。

### 3 実費支出の原則

政務活動は、議員の自発的な意思に基づき行われるものであり、政務活動費は社会通念上妥当な範囲のものであることを前提に、政務活動に要した費用の実費を支出することが原則となる。

### 4 按分の考え方

議員の行う活動は多岐に渡っており、政務活動と政治活動、政党活動、後援会活動、私的な活動等との区分が難しい場合が考えられる。その場合は、政務活動に費やした状況を按分して支出するものとする。

※備品の購入、修理、リースについての按分

備品とは、藤岡市財務規則第 143 条の規定により、「その性質又は形状を變ることなく比較的長期間にわたって使用に耐えるもの。ただし、1 万円未満のもの等は消耗品として扱う。」としている。

なお、比較的長期間とは、4 年を目安とする。

このことから、購入金額に、耐用年数を議員残任月数で按分するものとする。また、備品台帳（別添 1）を作成し、購入記録、修理記録等を記載するものとする。

$$\text{購入金額} \times \left\{ \frac{\text{残任期間（月数）}}{48 \text{ ヶ月（耐用年数）}} \right\} = \text{計上額（1 円未満切捨て）}$$

※購入日に対応する残任期間は、次のページのとおり。

残任期間一覧表

期間: 令和5年5月1日～令和9年4月29日

購入日	残任期間	購入日	残任期間
令和5年 5月 1日～ 5月31日	48月	令和7年 5月 1日～ 5月31日	24月
令和5年 6月 1日～ 6月30日	47月	令和7年 6月 1日～ 6月30日	23月
令和5年 7月 1日～ 7月31日	46月	令和7年 7月 1日～ 7月31日	22月
令和5年 8月 1日～ 8月31日	45月	令和7年 8月 1日～ 8月31日	21月
令和5年 9月 1日～ 9月30日	44月	令和7年 9月 1日～ 9月30日	20月
令和5年 10月 1日～10月31日	43月	令和7年 10月 1日～10月31日	19月
令和5年 11月 1日～11月30日	42月	令和7年 11月 1日～11月30日	18月
令和5年 12月 1日～12月31日	41月	令和7年 12月 1日～12月31日	17月
令和6年 1月 1日～ 1月31日	40月	令和8年 1月 1日～ 1月31日	16月
令和6年 2月 1日～ 2月29日	39月	令和8年 2月 1日～ 2月28日	15月
令和6年 3月 1日～ 3月31日	38月	令和8年 3月 1日～ 3月31日	14月
令和6年 4月 1日～ 4月30日	37月	令和8年 4月 1日～ 4月30日	13月
令和6年 5月 1日～ 5月31日	36月	令和8年 5月 1日～ 5月31日	12月
令和6年 6月 1日～ 6月30日	35月	令和8年 6月 1日～ 6月30日	11月
令和6年 7月 1日～ 7月31日	34月	令和8年 7月 1日～ 7月31日	10月
令和6年 8月 1日～ 8月31日	33月	令和8年 8月 1日～ 8月31日	9月
令和6年 9月 1日～ 9月30日	32月	令和8年 9月 1日～ 9月30日	8月
令和6年 10月 1日～10月31日	31月	令和8年 10月 1日～10月31日	7月
令和6年 11月 1日～11月30日	30月	令和8年 11月 1日～11月30日	6月
令和6年 12月 1日～12月31日	29月	令和8年 12月 1日～12月31日	5月
令和7年 1月 1日～ 1月31日	28月	令和9年 1月 1日～ 1月31日	4月
令和7年 2月 1日～ 2月28日	27月	令和9年 2月 1日～ 2月28日	3月
令和7年 3月 1日～ 3月31日	26月	令和9年 3月 1日～ 3月31日	2月
令和7年 4月 1日～ 4月30日	25月	令和9年 4月 1日～ 4月29日	1月

例: 令和5年7月1日に10万円のパソコン購入した場合

$100,000円 \times (46月 / 48月) = 95,833.333\dots円$  (1円未満切り捨て)

≒ 95,833円 (政務活動費充当分)

## 5 説明責任

政務活動費の交付を受けた議員は、条例に基づき収支報告書を作成し議長へ提出することが義務付けられている。

また、政務活動に必要な経費の一部として交付されるものであり、その用途は、社会通念上妥当な金額の範囲において、議員が自主性に基づき決定するものである。

このことから、議員は、政務活動費の用途に関して、透明性確保の観点から、市民への説明責任を果たさなければならない。

## 6 政務活動費の充当が不適當な経費

政務活動費は、議員が行う政務活動に必要な経費の一部として交付されているものであり、その用途は市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るため、必要な活動に要する経費に対して交付されているものである。(藤岡市議会政務活動費の交付に関する条例第5条)

このことから、公費により支出対象となる本会議及び委員会等への出席や委員会視察のほか、政党活動、私的な活動など、政務活動の目的に適さない活動に要する経費について政務活動費から充当することはできない。

※主な充当不適當経費については、次のとおり。(参考事例)

- (1) 政党活動経費
  - ・ 党費、党大会参加費及び党大会賛助金等に要する経費
  - ・ 政党の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷及び発送等に要する経費
  - ・ 政党活動用事務所の設置及び管理に要する経費
- (2) 選挙運動、選挙活動経費
  - ・ 選挙運動、選挙活動用の資料（広報紙、パンフレット、ビラ等）の印刷及び発送等に要する経費
  - ・ 国政選挙等における支援活動に要する経費（各種団体等への支援依頼活動等）
  - ・ 選挙活動用事務所の設置及び管理に要する経費
- (3) 後援会活動経費
  - ・ 後援会活動用の資料（広報紙、パンフレット、ビラ等）の印刷及び発送に要する経費
  - ・ 後援会主催の「市政報告会」等の開催に要する経費
  - ・ 後援会事務所の設置及び管理に要する経費
- (4) 市等の主催行事や説明会、懇談会等への出席経費
  - ・ 市等が主催する行事への出席に要する経費（市民まつり、慰霊祭、敬老会、成人式、市表彰式等）
  - ・ 市等の要請に基づく説明会や懇談会等への出席に要する経費
  - ・ 監査委員、農業委員等、市の附属機関等委員としての会議等への出席に要する経費
- (5) 慶弔、見舞い等の交際費的な経費
  - ・ 香典、祝金、寸志等の冠婚葬祭の出席に要する経費

- ・病気見舞い、餞別、慶弔電報、年賀状の購入・印刷、名刺印刷等に要する経費
- (6) 議員個人の資産形成につながる経費
- ・事務所（駐車場含む）の土地建物の購入経費、建築工事費、修繕費
  - ・自動車の購入及び修理に要する経費
  - ・自宅を事務所としている場合の賃料
- (7) 私的な活動に関する経費
- ・私的な旅行、観光等に要する経費
  - ・私的な立場で参加している団体の会費（PTA会費、ライオンズクラブの会費など）や会合への参加費
  - ・親睦会又は飲食を目的とした会合（祝賀会、新年会など）やレクリエーション大会等の開催、参加に要する経費
  - ・檀家総代会、宮参り等の宗教活動に要する経費
  - ・個人の資質の向上を目指すために参加する講座（英会話、パソコン講座など）等の受講に要する経費
- (8) その他支出が不適当な経費
- ・挨拶、会食やテープカットだけの出席に要する経費（各種団体の総会や出初め式、祝賀会、起工式、竣工式等への出席など）
  - ・飲食を主目的とする懇談会の出席に要する経費（各種団体の新年会等への出席など）
  - ・総体的な活動が政務活動に寄与しない団体に対する年会費や月会費
  - ・家族及び親族の雇用に要する経費
  - ・家族及び生計を一にする親族所有の事務所の賃料
  - ・事務所の礼金、敷金、火災保険料
  - ・政務活動に直接必要としない備品等の購入及びリースに要する経費（美術品、装飾品、衣服など）
  - ・社会福祉、慈善、災害救助等の寄付に要する経費
  - ・社会通念上妥当な範囲を超える経費

## 7 使途基準項目別充当指針

政務活動費の支出にあたっては、以下の内容について十分留意するものとする。また、記載のないものに関しては、各議員の判断により運用するものとする。なお、下記の項目及び使途基準は、藤岡市議会政務活動費の交付に関する条例第5条及び藤岡市議会政務活動費の交付に関する規則第5条の規定によるもの。

調査研究費
<p>○使途基準</p> <p>議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費（資料印刷費、調査委託費、文書通信費、交通費、宿泊費等）</p>
<p>○支出できるもの</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・調査研究に要する宿泊費等の経費並びに調査研究の委託に要する経費（交通費、タクシー・レンタカー利用料、宿泊費、調査委託費、資料代等）（支出先、支出内容を記した領収書を添付する。）</li></ul>
<p>○支出できないもの</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・調査研究活動に寄与しない団体に対して納める年会費等・自治会費、PTA会費、商工会議所会費、ライオンズクラブ・ロータリークラブ会費、スポーツクラブ会費、同窓会費等</li><li>・親睦を主たる目的とする会合の会費等</li><li>・飲食を主たる目的とする会合の会費等</li><li>・政党活動を目的とする会合の会費等</li><li>・宗教活動を目的とする会合の会費等</li><li>・個人の資質の向上を目的として参加する講座等の受講料等（英会話、パソコン講座等）</li><li>・議員同士の懇親会、親睦会の経費（私的経費とみなされるため。）</li></ul> <p>参考：仙台高裁（平成19年4月26日判決）議員同士の情報交換のための懇親会は、たとえ貴重な情報交換、懇談の場であるとしても、政務調査費の使途基準に反し、支出は違法と解される。</p>

研修費
<p>○使途基準</p> <p>議員が研修会を開催するために必要な経費及び団体等が開催する研修会の参加に要する経費（講師謝金、会場費、交通費、宿泊費、文書通信費、参加費等）</p>
<p>○支出できるもの</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・研修会を開催するために必要な会場借上料・放送設備代等及び講師謝礼・旅費。（支出先、支出内容を記した領収書を添付する。）</li><li>・他の団体の開催する研修会に参加するために要する参加負担金・会費、資料代、施設入館料等、旅費、宿泊料及び自家用車等を使用する場合に必要なガソリン代・高速代・駐車場代・自動車（タクシー、レンタカー）借上料。（支</li></ul>

出先、支出内容を記した領収書を添付する。)

**○支出できないもの**

- ・親睦を主たる目的とする会合の会費等
- ・飲食を主たる目的とする会合の会費等
- ・政党活動を目的とする会合の会費等
- ・宗教活動を目的とする会合の会費等
- ・個人の資質の向上を目的として参加する講座等の受講料等（英会話、パソコン講座等）
- ・議員同士の懇親会、親睦会の経費（私的経費とみなされるため。）

参考：仙台高裁（平成 19 年 4 月 26 日判決）議員同士の情報交換のための懇親会は、たとえ貴重な情報交換、懇談の場であるとしても、政務調査費の用途基準に反し、支出は違法と解される。

**広報費**

**○使途基準**

議員が行う活動及び市政について住民に報告するために要する経費  
（広報紙・報告書等印刷費、会場費、茶菓子代、文書通信費、交通費等）

**○支出できるもの**

- ・調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告するための広報紙・報告書等を作成するために必要な印刷代・写真現像料、ホームページ作成に要する費用等、広報紙・報告書等を送付するために必要な郵送料・宅配便代金等及び報告会等の開催に要する会場借上料・放送設備代等。（支出先、成果品等の支出内容を記した領収書を添付する。広報紙を作成した場合は、成果物又は成果物の写真を添付する。）
- ・広報紙・報告書等を自分で印刷する場合の用紙購入代

※はがき、切手については使途を記載すること。

**○支出できないもの**

- ・政党活動、後援会活動等に関する広報紙、ホームページの発行作成に係る経費

**広聴費**

**○使途基準**

議員が行う住民からの市政及び議員の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費  
（資料印刷費、会場費、茶菓子代、文書通信費、交通費等）

**○支出できるもの**

- ・公聴会、意見交換会の開催に要する会場借上料・放送設備代等、資料のコピー代・写真現像料等、茶菓子代及び高速道路使用料・駐車場代・自動車（タ

クシー、レンタカー)借上料。(支出先、支出内容を記した領収書を添付する。)
・アンケートによる意見聴取等に係る印刷代、郵送料等
○支出できないもの
・政党活動、後援会活動に係る経費
・飲食代

<b>要請・陳情活動費</b>
○使途基準
議員が要請及び陳情活動を行うために必要な経費 (資料印刷費、文書通信費、交通費、宿泊費等)
○支出できるもの
・要請及び陳情活動に係る資料作成費
・要請及び陳情活動に係る交通費、宿泊費等の実費
・要請及び陳情活動に係る会場借上料 (支出先、支出内容を記載した領収書を添付する。)
○支出できないもの
・政党活動に関する経費
・飲食代

<b>会議費</b>
○使途基準
議員が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等への議員の参加に要する経費(会場費、資料印刷費、交通費、宿泊費、文書通信費、参加費等)
○支出できるもの
・会場借上料
・資料印刷代
・各種会議への参加のための交通費、宿泊費 (支出先、支出内容を記載した領収書を添付する。)
○支出できないもの
・親睦を主たる目的とする会合の会費等
・飲食を主たる目的とする会合の会費等
・政党活動を目的とする会合の会費等
・宗教活動を目的とする会合の会費等
・議員同士の懇親会、親睦会の経費(私的経費とみなされるため。)
参考：仙台高裁(平成19年4月26日判決)議員同士の情報交換のための懇親会は、たとえ貴重な情報交換、懇談の場であるとしても、政務調査費の使途基準に反し、支出は違法と解される。

<b>資料作成費</b>
--------------



### ○使途基準

議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費  
(印刷製本代、翻訳料、事務機器購入費、リース代等)

### ○支出できるもの

- ・ 政務活動のために必要な資料の作成のためのコピー代・写真現像料等。  
(支出先、支出内容を記した領収書を添付する。)
- ・ 政務活動のために必要な資料の作成のためのテープ反訳料・翻訳料。  
(支出先、支出内容を記した領収書を添付する。)
- ・ 政務活動のために必要な資料の作成のための備品購入費・修理費・リース料  
(残任期間内の契約)。また、それらに係る必要経費(トナー、保守点検費用  
など)。(支出先、支出内容を記した領収書を添付する。リース契約の場合は、  
契約書を添付する。)

※対象となる備品は別添2のとおり。また、リース料も購入費と同様に按分する。

### ○支出できないもの

- ・ 選挙運動、政党活動、後援会活動用の資料作成に要する経費

## 資料購入費

### ○使途基準

議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費  
(書籍購入費、新聞雑誌購読料、有料データベース利用料等)

### ○支出できるもの

- ・ 政務活動のために必要な書籍・雑誌・新聞代(2紙目から)、電子書籍、ソフトウェア及び資料等の購入に必要な送料等(支出先、支出内容欄に書籍名、新聞名、CD、DVD、ソフトウェア名を記した領収書(新聞については、1紙目からの領収書)を添付する。)

※新聞については、地方紙、一般全国紙を基本とし、業界紙、専門紙は、判例を踏まえ、個別に判断する。

※ソフトウェアの購入については、価格にかかわらず消耗品とする。

参考：仙台高裁(平成19年4月26日判決)業界紙の購入費を政務調査費から支出することは、調査研究活動に資するものであるから可能である。

参考：仙台高裁(平成19年12月20日判決)議員の職業が農業である等の状況下においては、議員の職業に関連のある業界紙の購入費を政務調査費により購入することは適当でない。

### ○支出できないもの

- ・ スポーツ新聞の購読料
- ・ 政務活動に関係のない自己啓発目的の書籍や週刊誌等の購入費
- ・ 書画、骨董に類するもの

- ・所属政党が発行する新聞等の購読料
- ・図書券の購入

参考：函館地裁（平成 17 年 8 月 22 日判決）英会話教材の購入に対して、議員の英会話能力の向上は、それ自体が市における施策の内容になっているわけではなく、市政との関連性は薄い。また、英会話能力の向上は私生活の分野でも活用されることが明らかであることから、政務調査費から支出することは社会常識的にみて疑問である。

## 人件費

### ○使途基準

議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費（給料、手当、賃金等）

### ○支出できるもの

- ・議員が行う活動を補助する職員を雇用する場合の賃金、社会保険料等。（議長に「雇用届」を提出する。支出先、支出内容を記した雇用契約書及び支払い明細書、受領書を添付する。）

### ○支出できないもの

- ・家族及び親族の雇用に対する賃金等
- ・選挙活動、後援会活動に従事する者の雇用に係る経費

## 事務所費

### ○使途基準

議員が行う活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費（事務所の賃貸料、維持管理費、備品購入費、文書通信費、事務機器購入費、リース代等）

### ○支出できるもの

- ・事務所費として以下の経費
  - ①事務所の賃借料の 2 分の 1（契約書の写しを添付すること。）
  - ②事務所に係る光熱水費の 4 分の 1、インターネットの通信費、プロバイダ料等の 4 分の 1。

※議員の事務所を設置する場合は、所在地、面積等が分かる書類を添付すること。

※事務所の電気・ガス・水道・固定電話代などは、原則、事務所単独のメーターや、専用電話回線がある場合に限り支出することができる。

※備品購入費、事務機器リース料は、4. 按分の考え方により按分すること。また、対象となる備品は、別添 2 のとおり。

参考：青森地裁（平成 18 年 10 月 20 日判決）調査研究活動に資するための事務所と後援会事務所とを兼ねて使用されていることがうかがわれるが、そ

の合理的な区分が困難であるから、社会通念上相当な割合により按分することが相当であり、月額賃料の1/2を政務調査活動に資するために必要な費用であると認める。

参考：青森地裁（平成19年5月25日判決）電気料金については、個人的使用分を2分の1、政務調査活動分を4分の1、それ以外の議員活動分を4分の1とみて支出したと認める。

#### ○支出できないもの

- ・議員本人又は親族の所有する事務所の賃借料（法人所有も含む。）
- ・家族及び生計を一にする親族が所有する事務所の賃借料
- ・自宅の一室は事務所としては認めない。
- ・選挙事務所，後援会事務所
- ・事務所での議員用のお茶代，茶菓子代
- ・絵画等の美術品、装飾品、衣類等、調査研究に直接必要としない備品の購入費等
- ・事務所として使用する不動産の購入や修繕、建築工事費
- ・事務所の礼金、敷金、火災保険料

## 共通事項

### 旅費

議員の行う政務活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費  
(交通費、旅費、宿泊費等)

#### ○支出できるもの

- ・ 政務活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する旅費。  
(1ヶ月以内に視察報告書を提出する。)
- ・ 政務活動のために必要な先進地調査又は現地調査に自家用車等を使用する場合に必要なガソリン代・高速道路使用料・駐車場代・自動車借上料(タクシー、レンタカー)。  
(領収書を添付する。)
- ・ 宿泊料については、藤岡市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例により、一夜につき14,800円以内。飲食費については、朝1,500円以内、昼1,500円以内、夕3,000円以内とする。ただし、宿泊料については、夕食、朝食代を含む金額とする。  
(例：1泊朝食付ホテル代：11,800円以内)また、宿泊施設はビジネスホテルを基本とする。
- ・ 視察の相手方に持参する土産代(社会通念上妥当な範囲内)
- ・ 旅行傷害保険に加入した場合の保険料(政務活動費による視察については公務災害の対象とならないため。)
- ・ 視察キャンセル代(親族の葬儀や他の公務等、客観的にキャンセルすることがやむを得ないと認められる場合のみ。)

参考：青森地裁(平成18年10月20日判決)タクシー代は、調査旅費として実態が伴っているため、使途基準に合致する支出であると認められる。

参考：仙台高裁(平成19年4月26日判決)定額旅費における日当の中には昼食代と雑費が、宿泊料の中には宿泊料金のほかに夕食代、朝食代が含まれていると解される。

#### ○支出できないもの

- ・ 視察先での飲酒、懇親会費用
- ・ 観光を目的とする視察経費
- ・ 自家用車の提供者への謝礼
- ・ 視察目的外の入館料等

### 8 施行期日

この指針は、平成23年4月30日から施行する。

この指針は、平成27年4月30日から施行する。

この指針は、令和4年9月16日から施行する。

この指針は、令和5年4月1日から施行する。



## 別添2

### 政務活動費の対象となる備品の基準

No.	購入備品名等	可否	基準
1	パソコン	○	基本的に4年に一度
2	プリンター	○	基本的に4年に一度
3	コピー機（複合機）	○	基本的に4年に一度
4	備品の修理	○	基本的には、OK
5	電子辞書	○	基本的に4年に一度
6	デジタルカメラ	○	基本的に4年に一度
7	カメラレンズ	×	望遠、広角レンズ等の必要はない
8	I Cレコーダー	○	基本的に4年に一度
9	電子手帳	×△	個人使用物と考えられるが、使用頻度按分により、OKとなる部分もあり
10	DVDプレイヤー	×	個人使用物と考えられる
11	DVDライター	○	基本的に4年に一度
12	カーナビ	×	個人使用物と考えられる
13	カーナビソフト	×	個人使用物と考えられる
14	調査用バック	×	個人使用物と考えられる
15	パソコン外部メモリー	×△	個人使用物と考えられるが、使用頻度按分により、OKとなる部分もあり
16	事務機器リース代	○	基本的には、OK
17	事務所に設置する絵画	×	個人使用物と考えられる
18	事務所に設置する冷蔵庫	×	個人使用物と考えられる
19	事務所に設置するソファ ー・応接セット	×△	個人使用物と考えられるが、安価な応接用 テーブル・イスはOK。ただし、使用頻度 の按分が必要
20	事務所に設置するエアコン	×△	事務所と自宅が別であれば、OKの場合も あり。使用頻度の按分が必要
21	事務所に設置する折りたた みイス	△○	事務所と自宅が別であれば、OKの場合も あり。使用頻度の按分が必要。
22	事務所に設置するロッカ ー・書棚	△○	事務所と自宅が別であれば、OKの場合も あり。使用頻度の按分が必要
23	C D・D V D	△	C D等の名称により判断
24	F A X	○	基本的に4年に一度
25	ビデオカメラ	○	基本的に4年に一度
26	シュレッダー	○	基本的に4年に一度